

**消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が  
充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費**

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 6億6,000万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 115億7,654万円

## 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	生活保護事業	868,772	647,661	14,861	0	28	25,819	180,403
	児童福祉事業	4,346,431	2,164,538	801,299	0	345,879	129,548	905,167
	高齢者福祉事業	617,238	0	150,092	0	144,848	40,352	281,946
	障害者福祉事業	1,947,093	836,489	497,061	0	27,723	73,345	512,475
	小計	7,779,534	3,648,688	1,463,313	0	518,478	269,064	1,879,991
社会保険	国民健康保険事業	581,935	56,381	182,904	0	0	42,900	299,750
	介護保険事業	1,064,181	0	68,215	0	0	124,696	871,270
	小計	1,646,116	56,381	251,119	0	0	167,596	1,171,020
保健衛生	後期高齢者医療事業	1,269,104	0	223,130	0	0	130,957	915,017
	医療対策事業	482,652	31,153	2,608	0	104,248	43,150	301,493
	疾病予防対策事業	322,631	0	542	0	18	40,324	281,747
	健康増進対策事業	76,501	268	5,064	0	15	8,909	62,245
	小計	2,150,888	31,421	231,344	0	104,281	223,340	1,560,502
合計		11,576,538	3,736,490	1,945,776	0	622,759	660,000	4,611,513

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。